

県総合評価調書

【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行うため、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき県が出資・設立した団体である。 平成16年度には、住宅供給公社と管理部門の統合を実施するなどの見直しを行っているが、公共事業の減少が続く中で、更に業務のあり方、方向性についても早急な検討が必要となっている。	B
組織運営	県議会行革特別委員会などからの指摘を受けて、平成16年7月に住宅供給公社との管理部門の統合及び、土地造成事業部門の縮小を施した。併せて、役員についても住宅供給公社との併任として効率化を図っている。今後も「しまね土地住宅機構」内部で組織の効率化に努めることはもちろん、県としても他団体も含めて組織の合理化に向けた検討を行う必要がある。 県の人的関与について 県関与低減の観点から平成16年7月に役員構成を見直し、今後の事業展開を考慮したうえで、民間・市町村から役員を採用した。 なお、用地取得事業等、県からの依頼に基づく事業が大半を占めることから、県職員が役員に就任しているが、その関与は最小限に留めている。	B
事業実績	受託した事業は全て適正に実施しているが、公共事業を取り巻く環境が厳しさを増す中、事業実績は大幅に減少する傾向にあり、より一層適切な組織運営に努める必要がある。	C
財務内容	剰余金により当面の経営には支障をきたしていないものの、公共事業の減少による事業量の減少に加え、職員の高齢化による人件費の増高により収支が悪化している。このため、引き続き退職者の不補充、住宅供給公社とのさらなる統合等によるコスト縮減を図り、収支の改善に努める必要がある。 県の財政的関与について 県の事業を補完することが団体の設立目的であることから、用地取得事業に対する貸付金や委託料など、自ずと県の財政的関与は高いものとなっている。	C

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	公社業務の方向性	公共事業実施のための用地先行取得は事業費の縮減傾向の中でも必要であり、その意味において公社の存在意義は十分にあるので、今後の公社の適正な規模については、県の中期財政改革方針に基づく公共事業枠の削減状況も踏まえ、関係機関と協議し速やかに将来計画を念頭に5ヶ年計画を策定したい。	公共用地の先行取得を行うという社会的意義は依然存在するものの、公共事業を取り巻く環境の厳しさは続いており、事業量は今後も減少すると予想されることから、業務のあり方・方向性について早急に検討し、将来計画を策定する必要がある。
	組織運営の見直し	平成10年度から退職者不補充、また平成16年度には住宅供給公社との部分統合により組織のスリム化を図ったが、それ以上に事業量が減少し組織の見直しが必要になっている。当面、類似する業務部門についてはさらなる統合を検討し、引き続き効率的な組織運営を図っていく。	平成16年度に住宅供給公社と部分統合するなど、組織運営の見直しに着手しているが、統合の効果を検証し、類似する業務部門においては機構内でのさらなる合理化を図る必要がある。さらに、県としても他の外郭団体も含めて、組織の合理化に向けた検討を行う必要がある。
総合コメント 県の公共事業が大幅に減少傾向にあることから、公社の事業実績縮小、さらには経営状況の悪化が懸念される。このような状況の中、平成16年度には島根県住宅供給公社との部分統合を行い、「しまね土地住宅機構」として発足したところであるが、引き続き公社のあり方、業務のあり方について抜本的に検討し、今後の方向性を定める必要がある。また、今後数年間は大量退職が見込まれるが、公社の職員規模については、今後の業務のあり方や事業計画を十分に検証し、決定する必要がある。なお、公社が長期保有している土地については、計画的に売却され、公社経営に影響を与えないよう、関係機関との十分な協議が必要であることから、長期保有地の解消を柱とした「土地開発公社の経営の健全化に関する計画」を平成18年度に策定したところである。			